

扶養手当の認定取消を行った被扶養者の必要手続き

扶養手当取消した方	提出するもの	備考
特別認定の要件に該当する (認定区分切替)	・被扶養者申告書（認定）	被扶養者の要件を備えた理由の欄に、『認定区分の変更』と記載。
	・扶養手当認定簿（写）	扶養手当取消が確認できるもの。
特別認定の要件に該当しない (被扶養者取消申告)	・被扶養者申告書（取消）	※被扶養者証を添付すること。
	・取消日が確認できる書類	

※普通認定 → 扶養手当を受給し、組合員被扶養者証を有する者

※特別認定 → 扶養手当を受給していないが、組合員被扶養者証を有する者

●特別認定の要件に該当する（普通認定から特別認定へ変更）

- 例
- ①年金改定などにより、年間収入が130万円以上180万円未満になった。
 - ②22歳到達により扶養手当支給停止となるが、地共済の被扶養者要件を備えている。

※②について、22歳到達により特別認定となる被扶養者は、地共済にて認定区分を変更します。その際には、認定区分変更となる対象者を所属所担当者へ確認したうえでを行います。障害年金受給などにより、引き続き扶養手当支給対象となる被扶養者がいる所属は、その旨回答願います。

●特別認定の要件に該当しない（被扶養者の取消を行う）

- 例
- ①収入超過、送金額の不足、就職など。
 - ②組合員の育休取得に伴い、配偶者へ扶養手当の扶養替えを行った。

※被扶養者として取り扱わない者（参考）

（地方公務員等共済組合法運用方針第2条関係第1項第2号の2より抜粋）

その者について、当該組合員以外の者が一般職給与に関する法律第11条第1項の規定に相当する給与と条例の規定による扶養手当又はこれに相当する手当を地方公共団体、国その他から受けている者

※※実際にあった事例※※

出生した子を、扶養手当、地共済ともに組合員の被扶養者として認定。その際には、配偶者の職場発行の扶養手当不支給証明書を提出している。その数ヶ月後、組合員の育休取得に伴い扶養手当のみ取消申請を行い配偶者の職場にて扶養手当の受給を開始。

組合員以外の者が扶養手当を受給するに至ったにも関わらず、地共済へ被扶養者の取消申告を怠り、地共済発行の被扶養者証を継続して使用していた。

配偶者が扶養手当の受給を開始したとき（約6年前）に遡って認定取消となり、医療費の返還請求を行うこととなった。